

令和7年3月21日

島根県松江市「宿泊税」の新設

島根県松江市から協議のあった法定外目的税の新設について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせします。
新設される松江市宿泊税の概要は以下のとおりです。

課税団体	島根県松江市
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	松江市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税収の用途	観光戦略プランの「主要事業」に掲げる事業であって、来訪者の受入環境・サービスの質的向上を図る施策に要する費用
課税標準	上記施設における宿泊数
納税義務者	上記施設における宿泊者
税率	1人1泊につき200円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）約3.3億円
課税免除等	・修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・宿泊料金が1人1泊5,000円未満の宿泊者
徴税費用見込額	（平年度）約14百万円
課税を行う期間	条例施行後3年（その後は5年）を目途に見直しを行うこととする規定あり

- ・令和6年12月18日 松江市議会にて条例案可決
- ・令和6年12月24日 総務大臣協議
- ・令和7年3月21日 総務大臣同意
- ・令和7年12月以降 条例施行（予定）

連絡先

自治税務局企画課

担当：間宮企画官、佐久間係長、岩切

電話：03-5253-5658

Eメール：zei.kikaku_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示
しております。送信の際には「@」に変更してください。